

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700313号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700201号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額を3万円、同年12月9日の標準賞与額を26万1,000円、平成18年7月14日の標準賞与額を29万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年7月14日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①、②及び③の標準賞与額の記録がないことを知った。

請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳の写し等により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び賞与明細書等により、請求期間①は3万円、請求期間②は26万1,000円、請求期間③は29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、資料の保存がなく不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。